

調査出張報告書〔危機管理文化厚生委員会〕

調査年月日	令和元年 8月27日(火)、28日(水)	調査時間	8月27日13:10～13:51 (現地視察) 8月28日8:55～10:47 (北海道庁)
調査先	北海道庁	実施場所	北海道議会 第三委員会室 厚真町吉野地区、富里地区 (8/27現地視察)
説明者	総合政策部胆振東部地震災害復興支援室 野村参事 保健福祉部総務課 栗田主幹 胆振総合振興局室蘭建設管理部災害復旧推進室 佐藤室長	現地視察等	厚真町吉野地区、富里地区 (8/27)
調 査 概 要			
<p>1 調査目的</p> <p>平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震では、大規模な土砂災害や家屋の倒壊、さらには道内全域での停電によるライフラインの寸断や産業被害の拡大など、甚大な被害が発生した。地震発生から1年が経過し、地震被害からの復旧・復興の取組状況について調査した。</p> <p>2 説明内容</p> <p>被災地域における災害復旧の迅速な実施と、地域振興策の総合的な実施により、1日も早い被災地域の復興を図るよう対応している。特に被害が大きかった3つの町は、過去に大きな災害に遭っておらず、役場は「ノウハウがない」としており、道庁が総力を挙げて支援にあたっている。</p> <p>当該3町は早期に復興計画を策定したいとの意向だったこともあり、昨年度末には道としての復旧・復興方針をまとめた。大きくは「被災地域の復旧・復興に向けた取組」「大規模停電等に伴う影響への対応」の柱立てとしている。国や関係機関・団体等と連携し、中長期の視点に立った計画的な取り組みを、全庁一丸となって推進している。それぞれの取組項目ごとにロードマップを明示しており、その進捗状況はホームページにアップしていく。</p> <p>応急仮設住宅のうち福祉仮設住宅は、厚真町と安平町で整備・供与している。機械浴の設置を始め、入居者の特性に即したサービスができるよう設計したが、全国的に整備例がないことから、協議の際には国も判断を迷っていた。</p> <p>そのほか、ライフライン・インフラ被災後の応急復旧工事の状況、住まい・生活再建に向けた取り組み、被災市町村への支援などについて説明を受けた。</p>			

3 質疑の概要

○マンパワーの不足と復旧・復興事業への影響について

復旧に向けて技術者不足が課題となっており、全国的に協力を呼びかけているが、各地で災害が起きており難しい。被害の大きい3町でも独自に職員募集をしているが、即戦力となる人材はなかなか集まらない状況。

技術者不足や入札不調・不落もあり、復興JVを活用することで対応している。令和3年3月末までに復旧工事の6割を完了する予定で、今のところおおむね順調。設計単価を上げる等のことはしていない。

復旧のための財源については、国の配慮もあり、落ち着いてきた。

○地すべり地域等の指定について

厚真町では復興計画の中に土地利用の制限を盛り込むこととしているが、道全体では土砂災害指定地区の見直しを進めている。今回、国の急傾斜地の基準である傾斜度30度をかなり下回る15度以下でも地すべりしているが、そこまでを指定すると道内のかなりの範囲になり、困難と考えている。

○住家とライフライン被害について

耐震基準で被害状況をまとめたデータはない。住家被害で一番多いのは札幌市で6千棟。建物火災は確認できていない。下水道被害は全体で30箇所36億円、うち札幌市が6箇所16億円となっている。

○応急仮設住宅・災害復興公営住宅について

現在、応急仮設住宅の入居待ちはなく、空きが出ている。建設型のはリース契約で設置しており、災害復興公営住宅に移行することを見据えたものではない。トレーラーハウスは、そのまま買い取りたいという入居者もいる。

入居者の見守りについては、各町に依頼し、生活支援員や保健師が行っている。別途、住宅の住まい方のアドバイスも、月1回の集まりの場で行っている。

今後、災害復興公営住宅を建設する予定で、アンケートで希望戸数を確認している。

○3町の復興計画策定の状況について

むかわ町は自前で策定済みで、安平町と厚真町は国の委託事業で行っている。3町とも単に復興計画でなく、地域創生計画とリンクしたまちづくり計画とし、大学の専門家の話を聞いたり、まちづくり委員会に有識者を入れている。道においては、岩手県宮古市から専門家を招き、3町との意見交換の場を設けた。

○道の防災計画の見直しについて

今回の被害を受け、情報収集や避難行動などの15項目について検証報告をまとめ、今後の防災・減災対策を推進していくこととしている。

○備えておけばよかったと感じることについて

まずは訓練を多く行い、トライアンドエラーを繰り返し、細かい事項の確認をしておくこと。避難所で鍵の所在がわからないとか、非常用発電装置の燃料が空っぽだったとかいうことが起きた。

また、ふだんから関係機関が顔の見える関係づくりをしておくことが、災害時にスムーズに対応できることにつながる。

○林業被害について

被害の多くは山腹崩壊による林地(187箇所)と治山施設の被害。

発生した流木の樹齢は、植えたばかりのものから50年生くらいのものでまちまち。台風での倒木のように幹折れすることなく、根元から抜けており、多くが木材として活用できる。道と町と利用者で協定を結び、流木を厚真町内の土場3カ所に集積し、造材・バイオマス・製紙などの業者が無料で持ち帰り、活用してもらうようにした。

○液状化被害対策の支援について

札幌市においては、国土交通省の液状化発生を抑止する事業を活用している。政令指定都市なので、直接、国と市で進めている。

4 調査の成果・委員会としての意見等

○厚真町の山腹崩壊が起こった地区では、以前の生活を取り戻すことの前途多難さが突きつけられた。被害の大きな爪あとが残る現場では、何か重たいものを感じた。

○高知に多い急傾斜地災害とは全く違う火山灰地ゆえの地すべりだったことを確認できた。とても緩い斜面の地すべりや道路が5メートル以上横ずれしており、火山灰土の流動性の大きさに改めて驚いた。

○被災を教訓に、同様の災害が予測される火山灰地特有の土地・地形に地すべり危険区域の指定をすべきと感じた。

○土砂ダムの現実に触れ、高知でも今後できる対策や準備の必要性を実感した。

特	記	事	項

調査出張報告書〔危機管理文化厚生委員会〕

調査年月日	令和元年8月27日（火）	調査時間	16:01～17:40
調査先	社会福祉法人ゆうゆう	実施場所	当別町共生型コミュニティ農園、 当別町共生型地域福祉ターミナル
説明者	当別町共生型コミュニティ農園 担当 澤入氏 当別町共生型地域福祉ターミナル 担当 鈴木氏ほか	現地視察 等	当別町共生型コミュニティ農園 ぺこぺこのはたけ
調 査 概 要			
<p>1 調査目的</p> <p>社会福祉法人ゆうゆうは、全ての住民が活躍できる共生のまちづくりを目指し、年齢や障害の種別を超えた地域交流の場となっている共生型地域福祉ターミナルの運営など、幅広い福祉事業を行っており、その取り組みについて調査した。</p> <p>2 説明内容</p> <p>当該法人の大原理事長が、当別町内にある北海道医療大学の大学院生であった15年前に、障害児支援のボランティア活動を始めた。卒業と同時に立ち上げたNPO法人が、現在の社会福祉法人ゆうゆうの母体となっている。</p> <p>障害があっても地域で生活できるように、学校卒業後の就労拠点や一人暮らしのできるグループホームを開設するなど、ニーズに合わせて活動していた。その後、地域で支え合うまちづくりの観点から、高齢者や引きこもりの児童などに向けた共生型の事業も展開してきた。現在では、隣の江別市や東京都品川区にも活動の拠点が広がっている。法人の職員は、北海道以外の出身者がほぼ半数を占めている。</p> <p>法人の職員だけがサポートするのではなく、困っている方たちを結びつけることで、お互いに支え合える事業を展開している。</p> <p>当別町の地域福祉ターミナルでは、町内のボランティア資源を有効活用するため、高齢者と学生ボランティアの情報を集約して地域のニーズと結びつける活動を、社会福祉協議会と一緒にやっている。10年ほど続けてきたボランティア養成講座は、平成29年度からは町主催の「当別町共生型ボランティア養成講座」となった。シニアを中心とした町民100人くらいが受講し、約40人が何らかのボランティア登録をしている。受講を機に、町内の高齢者や障害者の施設に就職する人も出てきた。</p> <p>共生型コミュニティ農園の「ぺこぺこのはたけ」は、2011年にオープンしたB型作業所のレストランで、畑で作った野菜を主な食材としている。弁当配食サービスも行っている。障害のある利用者が、農園作業で3名、調理や配膳の補助で7名働いており、地域の高齢者を中心とした20名弱のサポートグループが運営に協力してくれている。利用者の工賃は時給140円で、これを上げるのが課題。</p> <p>東京ドーム2個分の畑を購入して稲作も始めた。農福連携担当の法人スタッフや生活介護支援スタッフが利用者と一緒に作業している。</p>			

3 質疑の概要

○障害者支援の活動の成果について

町内の障害児が通っていた養護学校は離れた場所にあり、多くは寄宿舎に入っていた。卒業後の就労場所もなかったため、ふだん町内で障害者を見かけることがあまりなかったが、活動を始めた結果、障害者の顕在化ができてきたという実感はある。

○北海道医療大学の学生が関わる仕組み等について

年度始めに理事長が全入学生に向けた授業を行っており、その際に「町内でのボランティア活動に興味のある人はどうぞ」と呼びかけている。毎年百名ほどの学生がボランティア登録して、30名くらいがアルバイトで活動してくれている。

○社会福祉法人とした理由等について

NPO法人のほうが機動力はあるが、若い者の勢いだけでなく、社会経験のある人材や専門職にも入ってもらい、しっかりした組織づくりをしていく必要があった。このため、社会福祉法人にして財源の安定化を図った。

いろいろな事業をやるにあたり、補助金を活用するよう努めている。法人職員の給与に関しては、透明化をして将来の目標を持てるようにしている。

○ボランティア養成講座について

受講後、サポーターとして活動できる期限は設けていないが、年1回スキルアップ講座を開催しており、なるべく参加してモチベーションを継続してもらおうようにしている。

4 調査の成果・委員会としての意見等

○大学を有する町において、様々な取り組みを通じ、高齢者や障害者、学生など、幅広い住民が関わる共生のまちづくりができていると感じた。

○経営理念には説得力があって、それが若いスタッフにもしっかり浸透し、いきいきと活動していることに驚いた。支え合う地域づくりに向けて周りの人を巻き込んでいくパワーを感じた。

○この法人のように、障害者支援の活動拠点ができることで、地域の共生意識も芽生え、行政が動くきっかけにもなっているので、時間がかかるかもしれないが、活動をがんばって続けてほしいと思う。

特 記 事 項

調査出張報告書〔危機管理文化厚生委員会〕

調査年月日	令和元年8月28日（水）	調査時間	11:11～11:49
調査先	札幌市役所	実施場所	札幌市役所本庁舎 議員応接室
説明者	建設局清田区里塚地区市街地 復旧推進室 江澤係長	現地視察 等	なし
調 査 概 要			
<p>1 調査目的</p> <p>北海道胆振東部地震により、札幌市では谷地形を埋土した宅地造成地などで大規模な液状化被害が発生しており、被害の状況や、復旧に向けた取り組み状況等について調査を行った。</p> <p>2 説明内容</p> <p>市内の清田区里塚地区において、液状化に伴う土砂の流動化という現象が起きた。全国的に珍しい現象で、どのような対策をとるか苦慮した。</p> <p>この土地は、地山の中でも川が流れていた沢の地形であったところに盛り土をして宅地造成しており、もとの地山と比べると軟弱な地層だった。最大8メートルの盛り土の中でも、地表から2、3メートルのところにある地下水位よりも下の部分で液状化が発生し、その液状化土砂が流出した。被災により水道管が破裂し、常時水が流れたことも、土砂が流れ出るきっかけになったと考えられる。</p> <p>宅地の沈下量は最大3メートルほどで、家屋がかなり沈下したり傾く被害が生じている。被災直後の時点で、地区の中でも6割程度の方は現地で生活していたので、上下水道や陥没した道路の応急復旧を進めた。</p> <p>被災時は、避難して空き家になったり、報道による野次馬の迷惑行為が横行したため、すぐに警察と協力し防犯対策のパトロールを重点的に行った。今でも現地には警察が24時間常駐している。</p> <p>被災後、速やかに住民の相談窓口を開設し、一週間後には住民説明会を開いた。1回目の住民説明会では、対応策が未定のままということもあり、非常に紛糾した。だが、まずはこのような場を設けないと何も進まないの、1ヶ月毎に4回の説明会を開催し、12月になって復旧内容とスケジュールについて了承が得られた。</p> <p>過去の地震災害では、復旧が遅れるほど、これまでの住民コミュニティがもとどおりに回復できなくなり、地域に戻るきっかけも失われていくと聞いていた。このため、1日も早い復旧でコミュニティの維持に努めることを第一の目標に掲げて、3ヶ月間で復旧に向けた対策をまとめた。</p> <p>現地の公園にプレハブの現地事務所を建てて、住民の相談に応じるとともに、情報の提供を継続している。復旧工事の概要や着工手順の説明会、地盤改良工事の見学会、進捗状況がわかる広報誌の配布等により、住民の住宅再建や生活環境への影響について丁寧に周知している。</p> <p>地盤改良工事は7月に着手しており、本年度中に完了予定。その後、来年度末までに水道等埋設物工事、路面復旧工事を終える予定となっている。</p>			

3 質疑の概要

○被害件数について

里塚地区の141の家屋のうち112の家屋が被災した。被災しなかった家屋や軽度の被害の家屋では住み続けている方がおり、ライフラインは復旧している。里塚地区ほどの大きな被害ではないが、ほかにも液状化被害が出た地区は複数あり、対策の検討や地元説明会などを行っている。

○宅地造成時の盛り土について

一帯はかつて支笏火山が噴火した際の火山灰が堆積してできているところであり、盛り土に使うために切り土した部分も火山灰であった。

○宅地造成業者の責任について

業者に明らかな瑕疵は認められず、仮に瑕疵があったとしても時効により責任は問えないだろう。責任の所在について、造成を許可した市に向けられたこともあったが、当時の国の基準に沿って適正に許可したものと認識している。

○復旧事業における地元負担について

民間の宅地造成であったが、地元負担なしで早急に進めている。他県では地元負担を取った事例があるが、合意形成に時間がかかると聞いたため、公共施設である道路等の復旧・予防対策のためには、宅地部分も含めた地盤改良を行う必要があるとし、全て行政側の負担としている。

○家屋復旧の補助について

解体撤去には公費での撤去制度がある。復旧に向けては支援金・義援金などの制度もあるが、札幌市独自で上限2百万円の宅地復旧制度も設けた。

4 調査の成果・委員会としての意見等

○震源地から隔てられていても、火山灰土による埋め立て地の被害の大きさに驚いた。

○液状化は、地盤条件で起こる被害であり、高知でも、大規模な盛り土の宅地において地震被害が広がる危険があると実感した。

○盛り土部分は地すべりや地盤沈下、液状化現象が強く出るであろうことがわかったので、事前に地域住民に周知の必要があるのではと思う。

特	記	事	項

調査出張報告書〔危機管理文化厚生委員会〕

調査年月日	令和元年8月28日（水）	調査時間	13:07～14:20
調査先	札幌市役所	実施場所	札幌市役所本庁舎 議員応接室
説明者	保健福祉局動物管理センター 敦賀所長、坪松獣医師	現地視察等	なし
調 査 概 要			
<p>1 調査目的</p> <p>札幌市では、犬・猫の殺処分ゼロを目指し、譲渡に向けた馴化や治療を行いながら収容を継続するほか、保護ボランティアの活動支援や譲渡事業に関する広報などに取り組み、平成28年には、犬の殺処分ゼロ、猫は1匹の殺処分のみという成果をあげており、本県での取り組みの参考とするため調査を行った。</p> <p>2 説明内容</p> <p>動物愛護管理法の改正（平成25年）を契機として、収容した犬・猫の殺処分ゼロを目指し、平成27年に「札幌市動物愛護管理基本構想」を策定、翌年には「札幌市動物の愛護及び管理に関する条例」を制定・施行した。これらを踏まえ、数値目標を明確にするとともに、実現を図るため「札幌市動物愛護管理推進計画」を平成30年に策定し、取り組んでいる。</p> <p>犬については、平成26年1月を最後に、現在まで殺処分ゼロを継続している。幸いなことに、収容している譲渡不適の犬でも、末期がんなど余命が短い犬を引き取ってくれる看取りボランティアがいた。また、噛み癖があるなど攻撃性が強い犬についても、害獣を追い払う目的で引き取ってくれる農家の協力があつた。</p> <p>猫については、野良猫が生んだ子猫の収容のほか、多頭飼育が破綻するケースが年に数件発生し、これらの収容が多かった。引き取った子猫を育てて譲渡までを行う愛護団体の活動が活発になりつつあつた平成26年に、市では保護ボランティア制度をつくって支援した。この活動と支援制度が軌道にのり、平成25年に殺処分764匹であったところ、平成27年には48匹と大幅に減り、平成28～30年は、事故で重傷を負うなどして治療の見込みのない猫に行った安楽殺が、各年1匹ずつという状況になっている。</p> <p>保護ボランティアの活発な活動・協力が不可欠であり、現在、その負担軽減など、さらなる相互協力体制の整備に力を入れている。具体的には、NPOなどの市民団体の登録制度を設け、保護ボランティア団体の活動への支援などが得られるよう取り組んでいる。</p> <p>現在、犬に関する課題は、飼い主のマナーと、飼えなくなった犬をどうするかということ。猫に関する課題は、飼い主のいない野良猫への無責任な餌やりなどへの対応で、避妊・去勢の対策や地域猫活動については他の地域に比べて遅れている。</p>			

3 質疑の概要

○ブリーダーによる老犬老猫の遺棄の状況について

道内のブリーダーは小規模なところが多く、事業者組合もあり、譲渡会などにより新たな管理者に引き渡されるつながりがある。ペット業者等が商品価値の低くなった犬・猫などを大量に遺棄するといったことは、特に聞いていない。

○多頭飼育破綻の問題について

適正な飼育ができなくなるまでの多頭飼育をしてしまう方は、精神面の問題を抱える方も多く、国においても対策が検討されている。保護ボランティアのほか、保健福祉担当者や医療機関などと協力し、飼い主を含めたケアが必要な場合もある。

○動物管理センターで行われているペットの火葬について

飼い主による動物管理センターへの持ち込み方式で、犬猫の場合、5,100円/匹の料金でペットの火葬を行っている。ペット霊園等の業者が行う個別火葬とは違い、合同火葬で遺骨も返せない方式であり、民業圧迫と言われるようなことは起きていない。

○獣医師の確保状況について

全国各地と同様、道内でも獣医師の取り合いといった状況は起きている。道庁と札幌市役所での獣医師確保の状況はかなり違っており、道庁では給与の面でも条件をよくして募集しているが、保健所や屠畜場での勤務など幅広く、赴任地のエリアも広く、応募者が少ない状況。対して札幌市役所においては都市部での勤務となり、獣医師の採用はしやすい状況。さらに、市内には動物病院が180ほどもあり、獣医師会と連携しやすい環境でもある。

4 調査の成果・委員会としての意見等

○保護ボランティアの活動が質・量ともに充実しており、センターに收容された犬・猫を新しい飼い主に譲渡されるまで、しっかりとしたつながりができていると感じた。

○飼い主の終生飼養に係る意識、ブリーダーのモラルなどについても、本県よりも高いレベルにあるように思われた。

○自然環境による野良猫の生息の状況、保護ボランティア等の社会資源の状況、県民性などに違いがあり、本県において重点化すべき取り組みもまた違って来るようにも感じた。

特 記 事 項

調査出張報告書〔危機管理文化厚生委員会〕

調査年月日	令和元年8月28日（水）	調査時間	14:48～16:17
調査先	特定非営利活動法人北海道子育て支援ワーカーズ	実施場所	特定非営利活動法人北海道子育て支援ワーカーズ
説明者	豊田代表理事 長谷川アドバイザー	現地視察等	なし
調 査 概 要			
<p>1 調査目的</p> <p>当該法人は、ファミリーサポートセンター事業のほか、緊急時や病児・病後児預かりの「こども緊急サポートネットワーク事業」を、札幌市、江別市、千歳市、北広島市、恵庭市から受託し、運営している。また、子育て支援事業に取り組み、子育て支援者のスキルアップ研修なども行っており、本県での同様の取り組みの参考とするため調査を行った。</p> <p>2 説明内容</p> <p>地域で託児の活動をしていた4団体がNPOの法人格を取得し、現在では11の構成団体からなる組織となっている。ここで子育てできてよかったと実感できる地域社会をつくることを目指して活動をしている。</p> <p>協働事業としては、こども緊急サポートネットワーク事業のほか、ファミリーサポートセンター事業やひとり親支援などの事業を、6つの市から受託して実施している。そのほかN T T 東日本札幌病院病児保育なども行っている。</p> <p>札幌市の地域性として、3世代で暮らす家庭は少なく、また、開放的な考えの人が多く、ベビーシッターのように自宅に来て預かってもらうといったことにもあまり抵抗感がない土地柄。ファミリーサポートセンター事業などのニーズが多い土壌がもともとあると言える。</p> <p>緊急サポートネットワーク事業は、ファミリーサポートセンター事業と同様、依頼会員と提供会員が双方合意の上で行われる病児・病後児等の預かり事業で、その橋渡しを行っている。依頼会員のうち、実際に活用しているのは1、2割程度で、いざという時に備えた保険のように捉えている会員が多い。</p> <p>病児・病後児の預かりに際し、事前に病院を受診してからという決まりは徹底している。</p> <p>この事業の成功の鍵は、依頼会員と提供会員のあらかじめの顔合わせをしないこと。突発の病児預かり等に備え、事前にマッチングをとる仕組みにしていると、利用会員は理想の提供会員を延々と探し続け、なお満足しないということになりがち。病児預かり等の依頼があれば、受けてくれる提供会員が見つかるまで探すようにしており、10年間で一度も断ったことがない。</p> <p>当初は「病気の子を預けてまで働くのか」という意見もあった。本来は親が休めれば一番いいが、看護休暇の取得が難しいという実態もある。若い利用会員が、子育てに関して周りの人を信じ、頼れるようになり、こどもも家族以外の者に接することで得るものがあると感じている。また、コーディネートをしていく中で市民の力を実感している。</p>			

3 質疑の概要

○提供会員の稼働状況等について

提供会員は、保育士や幼稚園教諭の仕事をしている方や、子育てを終えた方が多い。医療関係の仕事をしている方はほとんどおらず、また、男性は2名のみ。

提供会員のうち、昨年1年間で実際に預かりを受けてくれた方は半数程度で、多い方は月に5、6回の活動状況。会員登録のあと、就職されたり、親や夫の介護が必要になるなどして、実際には活動しづらい状況になっている会員もいる。

○提供会員となるための研修、適性判断について

提供会員になるためには、30時間の研修を受講してもらう。その際の態度や醸し出す雰囲気、団体スタッフが複数の目で確認し、評価・判断している。

研修と提供会員としての活動によって自信をつけ、保育士等に就職する会員もいる。

○提供会員と利用会員の相互評価の仕組みについて

利用者にはアンケート用紙を配って、提供会員に対してでなくても、団体に出してもらおうようお願いしている。利用者との相性や世代間のギャップもあるので、その情報をカルテの形でまとめて、コーディネートに生かしている。

4 調査の成果・委員会としての意見等

○サービス事業の現場における生の声を具体的に聞くことができ、本県での同様の取り組みを検討するにあたり、大いに参考になる内容であった。

○10年間の活動実績により作り上げられたシステムや、会員との信頼関係、公的機関等との連携体制もあり、地域における協働の仕組みの中で、しっかりした存在感を感じた。

○自身の困った時の経験をもとに支援活動を始めている熱心な団体スタッフが集まって、熱意あるリーダーを中心にまとまり、きめ細かいサービスが行われていると感じた。

○利用会員としては、医療機関との連携ができているか、いざの時にすぐに受診できるかという点が心配になると思う。

特	記	事	項

調査出張報告書〔危機管理文化厚生委員会〕

調査年月日	令和元年8月29日（木）	調査時間	8:58～10:08
調査先	安平町役場	実施場所	安平町総合庁舎 議員控室
説明者	議会事務局 田中総務課長 町議会 牧田議長	現地視察等	なし
調 査 概 要			
<p>1 調査目的</p> <p>安平町では、昨年の北海道胆振東部地震で大きな被害を受けており、発災当時の役場における行政機能の混乱等の状況や、1年を経過しての被災者支援、復旧の状況等について調査を行った。</p> <p>2 説明内容</p> <p>震度6強の揺れを受けて、死者はなかったものの重傷者が7名。建物被害では、町内の住家約3千棟のうち被害がなかったのは185棟のみ。山腹・斜面崩壊、液状化、道路の亀裂が発生した。現在でも一部地域では避難指示が出ている状況で、町の災害対策本部は設置されたままの状況。</p> <p>避難所は最多時で10カ所開設し、最大避難者数は718名で、昼の給食時間帯には3～5倍の町民が集まってきた。</p> <p>災害直後から、様々なボランティア団体が支援に入ってきてくれた。</p> <p>人口動態では、昨年8月末時点の町人口は8,115名だったが、地震を機に町外に流出した方が26世帯50名となっている。墓地の被害が大きく、1千基ほどの墓石が壊れ、墓じまいをしたうえで、町内の高齢者が、町外に住む息子・娘のもとへ転出する形の流出も多い。</p> <p>地震当日は、深夜3時過ぎの地震発生7分後には役場を開けて、安否確認や情報収集、消防搬送の指示を始めた。</p> <p>その後の役場の態勢は、庁舎2階フロアを災害対策本部指揮室とし、内閣府、経済産業省、国土交通省、気象台、警察、自衛隊が集まり、9台の電話で情報収集、避難指示等の対応に当たった。町職員は137名で、10カ所の避難所にはそれぞれ6名を張り付けて運営に当たらせた。町長も発災後2週間は役場に寝泊まりする状況であった。</p> <p>職員に対しては「こんな時だから頑張ろう」と励ます一方で、家にも帰れず、住民からの苦情の標的にもなってしまう職員の健康管理を一番に心がけた。しかし心のバランスを崩す職員も発生し、また、食料は避難所を優先して送っていたため、役場に詰めていた職員は食事面でもつらい状況だった。</p> <p>町では今年5、6月に復興まちづくりに関するアンケート調査を実施したが、やはり住まいの確保が急務。自宅新築、自宅修理、中古住宅購入といった場合の助成の素案を示し、住民説明会を行い、費用助成制度を検討しており、今年の12月町議会に諮る予定としている。</p> <p>財源として、現在、町に義援金として集まっている額は約11億円で、道庁から入ってきている義援金が約6億円、全国から町に集まっているのが約4億円弱の状況。</p>			

3 質疑の概要

○一部損壊家屋の修理金の支給について

道からは10万円、町では独自に一部損壊家屋の修理金・見舞金制度をつくり、上限5万円で支給している。業者の不足で修繕が進んでない面があり、これまでに729世帯が申請済みの状況。

○職員の健康管理・心理面のケアについて

職員のひとりが抑うつ状態となり、すぐに休ませた。道立精神保健センターの職員、日赤のDMATの職員、ボランティアの方々がプッシュ型で入ってくれ、職員の心のケアにも当たってもらった。職員同士で声かけをするようにし、面談も行っている。

○自宅避難等を続ける被災者の対応について

自宅から離れたくないということで、危険性のある被災住宅での生活を続け、あるいは車中泊で過ごす人もいた。職員が食料等の必要物資を運んで回ったり、避難所への避難を促し、また、注意喚起をした。現在は、説得して仮設住宅等に移って居住している。

○発災時における議会議員の役割について

議会事務局職員も避難所運営などに張り付いており、議会として動きがとりにくい状況の一方で、国土交通省ほか災害時対応のプロが役場に入って対応に当たってくれた。町議会議員に対し、各地域で住民の支援をするよう伝えた。議員は、非常時に下手に動いて余計な混乱を招くことがないようにすべき。（この項、牧田議長が回答）

○情報収集、報道機関への対応について

ブラックアウトの状況下で、報道機関の対応の中で被害状況等の情報を得ることも多かった。報道統制は総務課長が担ったが、報道は排除しない方針とし、全ての情報は開示した。報道の許可は、取材の対象者から直接得るようにしてもらい、役場は一切関与しないようにした。

○緊急時における道庁の対応について

発災時の応援要請の際も、町からの電話一本で自衛隊は応じてくれたが、道庁ではそれぞれの手続きが整わないと動いてもらえず、緊急時における道庁の動きは遅かった。

○住民への情報提供の手段について

北海道の住宅は機密性が高く、役場で放送しても聞こえづらい面がある。町内93%をカバーする「あびらチャンネル」という放送局を役場で持っており、これが復旧した9月13日以降はデータ放送で情報を流した。放送開始とともに役場への問い合わせの電話は一気に減り、効果があった。今後は、情報を収集して行動に移したり、知らない人に伝えるという意識の醸成が課題だと思う。

○墓じまいと町外への転出について

墓石が壊れ、墓じまいをして町外の身内のところに転居した高齢者には、土地への執着の意識や、安平町に戻る理由がなくなってしまう。そういうこともあって、墓石の修理見舞金の制度を考えた。

○復興まちづくり計画について

町の総合計画との調整等もあるが、財政的な部分や、職員だけでは人員不足の状況があり、復興まちづくり計画の策定にはコンサルタントを活用している。大学の研究者等の専門家は、アドバイザーとして入っている。

4 調査の成果・委員会としての意見等

○被災規模にもよると思うが、被災直後の自治体職員の動き、優先すべき事項や時系列の記録、情報の集約等、参考になる体験談を数多く聞いたので、本県の対策の参考になると考える。

○発災時に組織が混乱する中で、それぞれの職員が機動的な支援活動に注力できるようにするには、必ずしも首長でなくても、自治体の中に熱意と経験に基づきリーダーシップをとれる職員が必要になると改めて感じた。

○被災による墓じまいが契機となり、住み慣れた土地を離れ、地域との縁が切れることにつながってしまうということであり、本県においてもその対策についても検討する必要があると感じた。

○発災時に議員として行動する場合は、行政の対応の邪魔にならないようにすることが大事だと改めて思った。

特	記	事	項

調査出張報告書〔危機管理文化厚生委員会〕

調査年月日	令和元年8月29日（木）	調査時間	10:32～11:30
調査先	社会福祉法人北海道厚真福祉会	実施場所	厚真町福祉仮設住宅
説明者	三浦常務理事ほか	現地視察等	施設視察
調 査 概 要			
<p>1 調査目的</p> <p>北海道は、胆振東部地震で大きな被害を受けた厚真町と安平町に、特別養護老人ホームや障害者施設の入所者がまとまって入居できる大型の福祉仮設住宅を整備している。寝たきりなどの介護度の高い高齢者等が団円で生活できる仮設住宅としては全国初のものであり、社会福祉法人北海道厚真福祉会が運営する厚真町の福祉仮設住宅を調査した。</p> <p>2 説明内容</p> <p>厚真町内で、障害者支援施設、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、居宅介護支援事業所を併設した施設を運営していたが、胆振東部地震により全壊した。このうち、障害者支援施設の入所者定員は50名、特別養護老人ホームの定員は80名の施設であった。</p> <p>胆振東部地震が発生した平成30年9月6日時点で当該施設に入所していたのは、障害者支援施設が48名、特別養護老人ホームが60名の合計108名の方々だった。平成30年12月末に完成・引き渡しを受けたこの福祉仮設住宅は、地震発生時の入所者実数に基づき、障害者支援施設入所の48名と、特別養護老人ホーム入所の60名を入居予定者とし、定員108名で整備されている。被災された方の仮設住宅という災害救助法の規定により定員規模が決まってしまうもの。</p> <p>地震発生時に被災施設に入所していた方々は、この福祉仮設住宅に入居できた。その後、入居高齢者がお亡くなりになったり、長期入院などにより、現在(R元.8.29時点)の入居者数は、障害者が39名、高齢者が46名の計85名。</p> <p>福祉仮設住宅は、被災した方のための応急仮設住宅であり、新たに入居できるのは、自宅が半壊以上の被災、あるいは地震により地すべり等の危険性が高まったところにお住まいの方などに限られる。入居者が減る一方、新たな入居者をなかなか受け入れられず、施設運営者として非常に苦しい状況になってくる。</p> <p>また、福祉仮設住宅の入居期間は2年間とされており、特別な事情があれば延長が認められるものの、基本的には来年末にこの福祉仮設住宅の明け渡しをしなければならない。</p> <p>福祉仮設住宅の整備に当たっては、各棟を廊下でつなぐことや、一体型の厨房を設置することなど、本来は仮設住宅ではできないとされていたことを、北海道庁が内閣府と協議し、実現された。寝たままあるいは車椅子ごと入浴できる2台の機械浴は、現在の入居者数でもほぼフル稼働状態となっている。</p>			

3 質疑の概要

○新たに施設を再建するめどについて

厚真町と協議し、新たに施設を整備する候補地は見つかっている。激甚災害の指定により、施設の再建については5/6の公的補助が受けられる。もとの入所定員130名規模の施設を整備するとなると、工事は12ヶ月要する見込みだが、降雪時期の工事（工期）への影響は想定が困難な部分がある。

○入居希望者の状況について

地震以前は特別養護老人ホームで25名程度の入所希望者がいたが、現在、仮設住宅の入居者要件により、そうした方々に積極的な営業がかけられない状態となっている。地域包括支援センター、ケアマネージャー、社会福祉協議会など、関係機関から入居希望者の情報提供を得ながら入居希望者を把握・確認している。

○入居者要件等に係る関係機関への要望について

仮設住宅の入居者要件を定めているのは市町村であり、これまでも町や道庁に要望はしているが、災害救助法を所管する内閣府の認識が壁になっている。内閣府の承認がないと厚生労働省も認めてくれない実態がある。

○入居費用について

仮設住宅であり、要件にあてはまる入居者であれば、入居費用は無料。光熱水費とサービス提供料のみの負担となっている。

4 調査の成果・委員会としての意見等

○グループホーム規模の福祉仮設住宅がつくられたことはあったが、この規模の施設については何かと規制が加わり、利用者や地域の特性に即した施設を整備することや、施設を運営するうえでも、想定外の困難性があることを痛感した。

○我々も同様の事態になる可能性があり、それぞれの課題を真摯に受け止めて発災時の想定をより具体的なものとし、あらかじめ備えていかなければならないと改めて感じた。

○施設を視察した限りでは、仮設の施設としてイメージしていた以上に、入居者への配慮が行き届いた施設に仕上がっていると感じた。前例がなく、関係省庁においては必要なものと想定していなかった設備等について、地元自治体が強く必要性を訴えて整備されたものもあり、短期間に大きな苦労があったと思われる。

特	記	事	項